

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について 一事務ガイドライン一
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>6. 自己資本規制関係</p> <p>(新設)</p>	<p>6. 自己資本規制関係</p> <p>6-4 国債の入札前取引について</p> <p><u>国債の入札前取引を行う場合の、表面利率等発表前における自己資本規制比率の算出については、以下のとおり取り扱うことに留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>リスク相当額の算出にあたっては、算出時点の流通市場における実勢価格を考慮して合理的に算定された利率、又は当該取引の対象となる国債と償還年限及び発行形式が同一である国債の直近発行例における表面利率（利率が「基準金利-α」により決定される国債については、「直近の基準金利-前回債のα」)を、仮の表面利率として利用するものとし、その際、当該計算方法については、継続して使用すること。</u></p> <p>(2) <u>当該国債に係る入札が実施され、銘柄名、表面利率等が発表された際には、遅滞なく、当該表面利率等に基づき再計算を実施し、当該表面利率発表日以降の自己資本規制比率の計算に適用すること。</u></p>